

1. 執行力付与の必要性

[必要] ADR 手続において成立した和解の実効性を確保。裁判手続との代替性が高まる。

[不要] ADR 和解が不適切に利用される危険性。理論的根拠が不明確。
即決和解などの代替的手段の活用・改善で対応可能。

2. 考えられる案

(1) 概要

一定の要件を満たすADR和解文書であって、当該ADR和解について裁判所の確定した執行決定のあるものを債務名義とする。

理由 国家による強制的な請求権の実現を許容する以上、適格性が認められるADR手続において成立した合意であること及び仲裁判断におけると同様に、執行を許可するかどうかについての司法審査を経ることを必要とすべき。

(2) 執行決定の対象となるADR和解文書に関する要件

下記 の適格性に関する要件を満たすADR手続において当事者間に成立した、紛争解決についての合意の記載

(注) 仲裁は、除外される。

ADR手続の適格性に関する要件

ア 主宰者...紛争内容等に応じて必要となる知識・経験の具備

手続を公正・適確に遂行する能力(イの確認を含む。)

手続の適法性、公正性等を担保する規定を別途設けるとともに、それらの規定の違反が執行拒絶事由となるとする構成もありうる((3) 参照)。

イ 主宰者による次の各事項についての確認

(a) ADR 和解の対象である紛争の和解可能性

(b) ADR 和解に係る合意の成立過程における、当事者の意思表示の瑕疵等の有無

(c) ADR 和解に係る合意の内容の公序良俗違反の有無

(d) ADR 和解文書(内容、文言等)の債務名義としての適格性の有無

理由 ADR和解に係る請求権が存することについて、高度の蓋然性が認められることが必要と考えられることにかんがみ、厳格な適格性の要件が必要。

ADR和解文書上の執行受諾文言

(3) 執行拒絶事由(執行決定の申立てが却下される事由)

ADR和解の対象である紛争の和解可能性の欠缺

ADR和解に係る合意の成立過程における、当事者の意思表示の瑕疵等の存在

ADR和解に係る合意の内容の公序良俗違反

(手続上の瑕疵を執行拒絶事由とすべきか否かについて)

[必要] ... (強行法規としての手続規定を設けることを前提として) ADR手続が強行法規に違反することを執行拒絶事由とする考え方

手続上の瑕疵一般を執行拒絶事由とするとする考え方もありうる。

[不要] ... 手続上の瑕疵は、ADR和解に係る最終的な合意の成立により治癒される(当事者の意思表示の欠缺や瑕疵がある場合を除く。)として、基本的に、これを執行拒絶事由とする必要はないとする考え方

この考え方による場合にも、代理人が授權された範囲を超える事項について行為をした場合には、執行拒絶事由となるとする考え方もありうる。

3. 事前確認の必要性

[必要] 国家による請求権の強制的実現を許容する以上、あらかじめ適格性についての確認が必要(当事者の予測可能性の確保及び二次的紛争の防止)。

[不要] ADR手続の適格性については、当事者の主張立証を通じて裁判所が判断すれば足りる。

対象となるADR提供機関を個別に決定するという考え方もあるが、任意に設立された民間型ADR機関を法律に規定することの困難性、当該機関の適格性に問題が生じた場合に迅速な対応をとることの困難性等の問題がある。